

平成 23 年第4回まんのう町議会定例会会議録(第3号)

平成23年12月16日 開 議 午前9時30分

日程第 1	大岡議長	おはようございます。 ただ今の出席議員は16名であります。 定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。 事務局長 青野進君。
	青野議会 事務局長	それでは、ご報告申し上げます。 はじめに、各常任委員長から会議規則第77条の規定に基づく付託審査結果報告書を受理いたしました。 次に、教育民生常任委員長から会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査申出書を受理いたしました。 次に、会議規則14条3項の規定に基づく委員会提出議案1件を受理いたしました。 次に、議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。 以上で、議会報告を終わります。
	大岡議長	議会報告を終わります。 日程第1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。
	大西豊議会 運営委員長	議会運営委員長 大西豊君。 議会運営委員会のご報告を申し上げます。 12月15日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員全員出席いたしまして、慎重に審議しました。その結果を報告します。 まんのう町公式ホームページでの議会審議結果報告の公表及び音声告知放送を利用した議会審議結果の放送を、来年3月定例議会から行うことになりました。 また、議会テレビ中継については、委員会として放送に取り組んで行くこととなりました。 それでは、お手元に配布されております議事日程第3号について、ご説明を申し上げます。

	大西豊議会 運営委員長	日程第 1 議会運営委員会報告 議会運営委員長 日程第 2 会議録署名議員の指名 日程第 3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長 日程第 4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長 日程第 5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長 日程第 6 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告 満濃中学校改築調査特別委員長 日程第 7 議会広報特別委員会の委員長報告 議会広報特別委員長 日程第 8 議案第 1 号 まんのう町安心安全生活ネットワーク基金条例の制定について 日程第 9 議案第 3 号 まんのう町琴南地区特定施設に関する基金条例の一部改正について 日程第 1 0 議案第 7 号 平成 2 3 年度まんのう町一般会計補正予算案第 3 号 日程第 1 1 議案第 8 号 平成 2 3 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 2 号 日程第 1 2 議案第 9 号 平成 2 3 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第 1 号 日程第 1 3 議案第 1 0 号 平成 2 3 年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第 2 号 日程第 1 4 議案第 1 1 号 平成 2 3 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案第 1 号 日程第 1 5 議案第 1 2 号 平成 2 3 年度まんのう町水道事業会計補正予算案第 1 号 日程第 1 6 発委第 1 号 議案第 1 0 号 平成 2 3 年度まんのう町診療所特別会計補正予算第 2 号に対する付帯決議について
	大岡議長	【即 決】 日程第 1 7 意見書第 1 号 農業用軽油に係る軽油引取税の免税措置の恒久化等を求める意見書案 日程第 1 8 意見書第 2 号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書案 日程第 1 9 閉会中の継続調査について 以上の日程で、意見の一致を見、午前 1 0 時 5 5 分、委員会を閉会いたしました。 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。 議会運営委員会の報告を終わります。 議会運営委員長の報告に対する質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

	高木教育 民生常任 委員長	委員より、ジェネリック医薬品の使用についての質疑があり、執行部より、診療所と町との間で新薬とジェネリック医薬品の使用について十分に連携がとれておらず、今回の補正額については４月から１０月の実績に基づいて算出しているが、今後は町の診療方針を医師と共有し、連携を密にし、必要最小限の新薬の使用に努めたいとのことでございます。 委員より、血液検査が増えている理由についての質疑があり、執行部より、リスクの高い患者において診断性能の向上のため、月１回ほど血液検査を行っているとのことでございます。 また、委員より、地域医療というのは利益を追求するものでなく、地域の人が喜んで安心して治療を受けられる場でなければいけないとの意見があります。 執行部より、平成２４年度については、町、診療所、その他関係者の間で今後の診療方針等について協議をするよう、計画しているとのことでございます。 なお、本議案につきましては、委員会として医師及び町当局は緊密な連携をとるなどの付帯決議案を提出することになります。 「意見書２号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書案」について審査を行いました。内容について十分な審査の必要があるため、継続審査とすることにいたしました。 次に、平成２３年度一般会計補正予算案の教育民生常任委員会関係部分について質疑を行いました。 美霞洞温泉施設解体撤去事業費、保育所費、清掃費、給食場管理費、小学校施設管理費などについて質疑があり、執行部の答弁があり、教育民生常任委員会関係部分については、委員も理解し、了承したものとします。 付託されました案件について、次とおり決定いたしましたので、会議規則第７７条の規定により、その結果を報告いたします。 <table border="0"> <tr> <td>議案第１号</td> <td>まんのう町安心安全生活ネットワーク基金条例の制定について</td> <td>全会一致で可</td> </tr> <tr> <td>議案第８号</td> <td>平成２３年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第２号</td> <td>全会一致で可</td> </tr> <tr> <td>議案第９号</td> <td>平成２３年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第１号</td> <td>全会一致で可</td> </tr> <tr> <td>議案第１０号</td> <td>平成２３年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第２号</td> <td>全会一致で可</td> </tr> </table> とすることで意見の一致を見ました。 以上、付託案件の審査の報告でございます。 また、閉会中の所管事務調査を申出ることとし、委員会を午後２時１０分に閉会いたしました。 以上で教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。	議案第１号	まんのう町安心安全生活ネットワーク基金条例の制定について	全会一致で可	議案第８号	平成２３年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第２号	全会一致で可	議案第９号	平成２３年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第１号	全会一致で可	議案第１０号	平成２３年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第２号	全会一致で可
議案第１号	まんのう町安心安全生活ネットワーク基金条例の制定について	全会一致で可												
議案第８号	平成２３年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第２号	全会一致で可												
議案第９号	平成２３年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第１号	全会一致で可												
議案第１０号	平成２３年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第２号	全会一致で可												
	大岡議長													

日程第 5	藤田建設 経済常任 委員長	次に、平成 2 3 年度一般会計補正予算案の建設経済常任委員会関係部分について質疑を行いました。 満濃東部地区農業用水管理棟建設工事費、林道事業費、町道維持補修工事費、災害復旧費などについて質疑があり、執行部の答弁もあり、建設経済常任委員会関係部分については、委員も理解し、了承したものと思います。 以上、付託されました案件につき、慎重に審査を行い、次とおり決定いたしましたので、会議規則第 7 7 条の規定により、その結果を報告いたします。 議案第 1 1 号 平成 2 3 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案第 1 号 全会一致で可 議案第 1 2 号 平成 2 3 年度まんのう町水道事業会計補正予算案第 1 号 全会一致で可 意見書第 1 号 農業用軽油に係る軽油引取税の免税措置の恒久化等を求める意見書案 全会一致で可 とすることで意見の一致を見ました。 以上が付託案件の審査の報告であります。 また、所管事務調査のため、閉会中の継続調査を申出ることとし、委員会を午前 1 1 時 4 0 分に閉会いたしました。 以上で建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。
	大岡議長	これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 5 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。 総務常任委員長 川原茂行君。 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る 1 2 月 1 4 日、第 1 委員会室におきまして、委員全員出席し、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、議長同席し、執行部より、町長、副町長、所管課長全員の出席のもと、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。 1 2 月定例会本会議におきまして、総務常任委員会に付託されました案件は、議案第 3 号と議案第 7 号の 2 案件であります。
	川原総務 常任委員長	

川原総務 常任委員長	議案第3号 まんのう町琴南地区特定施設に関する基金条例の一部改正についてにつきましては、委員より、美霞洞温泉の今年度分の営業廃止までの基金への繰入れについて質疑があり、執行部より、普通は9月26日までの期間に応じた割合での納入になるが、年度内の閉鎖の方針による売上への影響、廃止のために新たに発生した経費等があるため、基金への今年分の繰入額については、琴南振興公社の理事会で経営面を含めて協議する予定であるとのことでありました。 また、委員より、条例改正後の基金への繰入れについて質疑があり、執行部より、条例廃止前にすでに納入についての調停をしているので入金は可能であるとのことでありました。 議案第7号 平成23年度一般会計補正予算案第3号につきましては、委員より、人事給与システム等保守料についての質疑があり、執行部より、平成24年度から町の財務会計が中讃広域の新財務会計に変更になり、その中の給与システムと町の人事システムの連結プログラムの作成の費用であるとのことであります。 また、委員より、システムの連結の必要性についての質疑があり、執行部より、出退勤システム、業務リテラシー対応型研修、目標管理制度の今後の活用のため、必要であるとのことでありました。 また、委員より、地域交通協議会負担金についての質疑があり、執行部より、運行に関する経費の積算は難しいため、今までは全国的な1時間、1日当りの単価を調査して委託していたが、タクシー業者から見直しの要望があり、3社から実績をもとに見積りを取り、最低金額の業者の単価を採用したとのことでありました。今後については余程の物価変動がない限りは現状維持でいきたいとのことでありました。 また、委員より、デマンドタクシーの1日の運行時間について質疑があり、執行部より、1日に8時間運行する契約になっているとのことであります。 また、委員より、起債の充当率について質疑があり、執行部より、辺地債は充当率100%の交付税算入率80%、農林施設災害復旧事業現年債は充当率80%の交付税算入率95%、公共土木施設災害普及事業費現年債は充当率100%の交付税算入率95%であるとのことでありました。 付託されました案件につき、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長の報告を踏まえ、慎重に審査しまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。 議案第3号 まんのう町琴南地区特定施設に関する基金条例の一部改正について 全会一致で可 議案第7号 平成23年度まんのう町一般会計補正予算案第3号 全会一致で可 ということで、意見の一致を見ました。
---------------	---

日程第 6	川原総務 常任委員長	以上が付託案件審査の報告です。 また、所管事務調査のため、閉会中の継続調査を申出ることとし、委員会を午前 11 時 45 分、閉会いたしました。 以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。
	大岡議長	これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 6 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長の報告を求めます。 満濃中学校改築調査特別委員長 合田正夫君。 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を行います。 去る 12 月 13 日、午後 1 時 30 分より、第 1 委員会室において、委員全員出席し、町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、建設土地改良課長、満濃中学校改築対策室、議長同席のもと、公開にて事業の進捗状況について説明がありました。 満濃中学校改築対策室より、前回の委員会での確認事項の図書館内部のレイアウト、地域開放時のセキュリティ、動線計画、教科教室型へ移行した場合の各教科ごとのエリア、敷地の境界の断面などについて説明がありました。 図書館内部のレイアウトについては、今後の協議により、より使い勝手が良く、運営のしやすいように変更するが、真ん中に机とイスを並べて、それを中心に両サイドに書架を効率よく並べているとの説明がありました。 教科教室型へ移行した場合の各教科ごとのエリアについて説明があり、各学年 1ヶ所のホームベースを考えており、提案時の形態と変わっていないとのことでした。 県道との境界については、中讃土木事務所との協議により、県道の側溝はそのままの形状で残すように指示があったため、町の敷地内に独立のよう壁を設けて造成する計画であるとのことでした。 ランチルームを通る動線については、1 階は各クラスの配膳台を工夫して設置することによって、ランチルームと通路を明確に区分けしており、2 階はせり出しのところを通路にし、手すりや壁を設けることにより、ゴミや埃が落ちないようにし、ランチル

合田満濃 中学校改築 調査特別 委員長	ームの衛生面に配慮した設計にしているとのことでした。 前回、グラウンドの西面及び北面については植栽などを含めた維持管理上の懸念事項があったが、協議の結果、北側の道路を拡幅予定の部分については、町が道路の路側としてのコンクリートよう壁を設け、その他の水路に接する境界については、コンクリートよう壁を設ける計画であるとのことでした。 また、現在の体育館の南側の通路とスクールプロムナードの間は、傾斜をグリーンベルトで処理をする計画であったが、少しでも車を止めることができるように駐車スペースを確保したとの説明がありました。 委員より、動線計画について、2階の生徒が校舎から学校図書館に移動する場合、メインアリーナの東側の階段を下りて、町民体育館の会議室の東に通路を設けて、そこを通る動線にできないか、なお、これに関連して、会議室の大きさについての質疑があり、執行部より、会議室の設置は町民体育館として補助を受けるための必須要件であるが、面積要件ではないので、この件については、今後、要望の優先順位も考慮しながら検討するとのことでした。 委員より、学校図書館がカウンター側からも通路側からも、書架による死角ができていたとの意見があり、併せて、学校図書館も運営事業者が運営しやすいように協議をしてほしいとの要望があり、執行部より、レイアウトなどについてはまだ確定でないで、協議を経て変更するとのことでした。 委員より、給食の配膳方法についての質疑があり、執行部より、ランチルームと厨房の間にカウンターを設けて、そこにクラスごとの給食を出し、そこから各クラスが配膳台に運んで配膳する形態を想定しているとのことでした。 委員より、校舎北側の道路工事の予定時期についての質疑があり、執行部より、校舎の解体が平成25年度の予定であるので、早くても平成25年度の施工になるとのことでした。 委員より、防球ネットとフェンスの併設使用についての質疑があり、執行部より、防球ネットの形状と機能とフェンスの防犯機能の面から、今後どのような設置形態とするのか、協議をするとのことでした。 委員より、体育館の観覧席の設置の有無についての質疑があり、執行部より、観覧席の設置の要望もあったので、検討委員会の中でも検討はしたが、施設を整備するにあたっては、普段に使わないところをなるべく少なくするという方針の下、固定席としての観覧席は設けないこととなりました。現在の設計では、メインアリーナの周囲にある、幅2メートル程度のランニングコースに、フロアより1メートル程度高くしている部分を設けており、そこで観覧をしてもらうように考えており、観客席の設置の予定はないとのことでした。 委員より、外部監査についての質疑があり、執行部より、外部監査の業務は実施設計の積算をみるのではなく、契約後の協議によ
------------------------------	--

日程第 7	合田満濃 中学校改築 調査特別 委員長 大岡議長 関議会広報 特別委員長	る設計の変更について要求水準を逸脱していないかを確認するとのことでした。 委員より、排水路についての質疑があり、執行部より、12月7日に水利組合に説明したところ、テニスコートの東側の水路を使用しての排水の提案があったので、縦断的な測量の実施など検討をしていたが、下流域の水利関係者から、当該水路の水量を、今以上増やすと、洪水時に浸水する恐れがあるという反対意見の申し入れがあり、既存水路への排水は無理という判断で、敷地東側の排水は土器川への排水を前提とした、排水専用管の設置の方法で決定したいとのことでした。 委員より、発注促進計画書についての質疑があり、執行部より、提案では工事開始の30日前には提出するようになっているので、来年1月半ばぐらいまでには提出があるとのことでした。 委員より、任意提案についての質疑があり、執行部より、任意提案業務の6件についてはそのうち4件を当初の契約に3年間の金額を計上しており、担当課と協議を進めており、平成24年度からできるものは実施するとのことでした。なお、任意提案業務は事業者の独立採算であるため、特に協議はしていないとのことでした。 委員より、地元業者への配慮についての質疑があり、執行部より、現在、大成建設と町内業者で協議しているとのことでした。 また、議会広報誌にて整備計画を周知したいとことで、配置については今後変更がないので配置図を掲載することとしました。 以上で、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第7 議会広報特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 議会広報特別委員会の委員長の報告を求めます。 議会広報特別委員長 関洋三君。 ご報告申し上げます。 平成23年12月13日火曜日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員6名全員と議長出席のもと、第8回議会広報特別委員会を公開で開催いたしました。2月1日発刊予定の議会だより2号に向けて、内容等を協議しました。
--------------	---	---

日程第 9	大岡議長	これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 1 号 まんのう町安心安全生活ネットワーク基金条例の制定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 9 議案第 3 号 まんのう町琴南地区特定施設に関する基金条例の一部改正についてを議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 3 号 まんのう町琴南地区特定施設に関する基金条例の一部改正についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 10		日程第 10 議案第 7 号 平成 23 年度まんのう町一般会計補正予算案第 3 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり）

日程第 11	大岡議長	討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 7 号 平成 23 年度まんのう町一般会計補正予算案第 3 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 11 議案第 8 号 平成 23 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 2 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 8 号 平成 23 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 2 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 12 議案第 9 号 平成 23 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第 1 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。
日程第 12		

日程第 13	大岡議長	(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 9 号 平成 23 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案第 1 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 13 議案第 10 号 平成 23 年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第 2 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 10 号 平成 23 年度まんのう町診療所特別会計補正予算案第 2 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 14 議案第 11 号 平成 23 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案第 1 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論にはいります。
日程第 14		

日程第 15	大岡議長	討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 11 号 平成 23 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案第 1 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 15 議案第 12 号 平成 23 年度まんのう町水道事業会計補正予算案第 1 号を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 12 号 平成 23 年度まんのう町水道事業会計補正予算案第 1 号を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 16 発委第 1 号 議案第 10 号 平成 23 年度まんのう町診療所特別会計補正予算第 2 号に対する付帯決議についてを 議題といたします。
日程第 16		

	大岡議長 高木教育 民生常任 委員長	提出者から提案理由の説明を求めます。 教育民生常任委員長 高木堅君。 発委第1号 議案第10号 平成23年度まんのう町診療所特別会計補正予算第2号に対する付帯決議については、案文の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。 今議会で可決された、平成23年度まんのう町診療所特別会計補正予算第2号は、当町の僻地診療を補う上で重要な役割を果たしている。 しかしながら、この事件にかかる補正予算は、十分に納得のいくものであるとは言い難い。当町の診療所は利益を追求するものではなく、地域医療に根ざしたものでなければならない。 よって、今後の診療所の経営としては、地域住民、当町保険会計への負担も鑑み、医師並びに町当局で十分に意見調整を行い、まんのう町の目指すべき地域医療、僻地診療所としての経営改善を求める。 記 1、今後の運営は、医師及び町当局で緊密に連携をとること。 2、議会に対し、診療状況を逐次に報告すること。 以上、決議する。平成23年12月16日。まんのう町議会。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第2項の規程により、委員会提出案件でありますので、委員会付託は行いません。 これより討論には入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり）
--	--	---

日程第 17	大岡議長	討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、発委第 1 号 議案第 1 0 号 平成 2 3 年度まんのう町診療所特別会計補正予算第 2 号に対する付帯決議についてを採決いたします。 本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、この本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 7 意見書第 1 号 農業用軽油に係る軽油引取税の免税措置の恒久化等を求める意見書案を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、意見書第 1 号 農業用軽油に係る軽油引取税の免税措置の恒久化等を求める意見書案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 8 意見書第 2 号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書案を議題といたします。 この案件については、教育民生常任委員長より、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。 お諮りします。
日程第 18		

日程第 19	大岡議長	委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。 日程第 19 閉会中の継続調査についてを議題といたします。 本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において、議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。 お諮りします。 各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。 会議を閉じます。 これにて、平成 23 年第 4 回まんのう町議会定例会を閉会いたします。
	閉 会	閉 会 午前 10 時 25 分

		地方自治法第123条第2項の規定により署名する。 平成23年12月16日 まんのう町議会議長 まんのう町議会議員 まんのう町議会議員
--	--	---

